

重要事項説明書

当事業所は介護保険指定事業所です

社会福祉法人 白寿会
白寿会在宅介護支援センター

当事業所は、利用者に対し居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、その計画に基づき適切なサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行うこととします。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上説明すべき重要事項は次のとおりとします。

1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人白寿会 白寿会在宅介護支援センター
所在地	徳島県徳島市住吉四丁目12番10号
事業者指定番号	徳島県 3670100175
サービス提供地域	徳島市（ただし、他地域からの相談に応じ実施する場合があります）
管理者・連絡先	佐藤 禎太 (088) 626-1080

2 事業所の職員体制等

職 員	人 員
管 理 者	1名（兼務）
主任介護支援専門員	1名以上
介護支援専門員	3名以上

3 営業日・営業時間

営 業 日	月曜日 ～ 土曜日
営 業 時 間	8:30～17:30

※但し、電話等により24時間常時連絡可能な体制とします。

4 サービスの担当者（介護支援専門員）

利用者の相談に応じる担当者は、厚生省令で定められた試験に合格し、研修を終了した下記の介護支援専門員が担当しますので、ご不明な点等がありましたら、何でもお気軽にご相談ください。

担 当 者	
電 話 番 号	(088) 626-1080
FAX 番 号	(088) 626-1684

5 サービス方針

- (1) 要支援・要介護状態となった場合、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に、提供されるよう配慮して行います。
- (3) 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、守秘義務を守り、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類または、指定の居宅サービス事業者に

不当に偏することのない様、公正中立に行います。

- (4) 事業の運営に当たっては、保険者・地域包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業所・介護保険施設等との連携に努めます。
- (5) 課題分析の方法は、居宅サービス計画ガイドライン方式により行います。
- (6) 介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。

6 居宅介護支援の主な流れ

- (1) 利用者から居宅介護支援サービスの利用申し込みを受諾します。
- (2) 利用者宅を訪問し、利用者の心身の状態や置かれている環境等を調査し可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、解決すべき課題を把握・分析します。
- (3) 利用者・家族が、どのような介護サービス利用を希望するのか伺います。
- (4) 上記(2)の解決すべき課題や(3)の希望を考慮し、主治医やサービス事業所と協議して、1ヶ月単位の介護サービスの利用計画である「サービス利用票」を作成します。また介護サービスを利用された際の利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成し確認の上、了解を頂きます。
- (5) 「サービス利用票」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。
- (6) 介護サービス提供後も、継続的に心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて「居宅サービス計画」の変更を行います。

7 居宅サービス計画作成の際の利用者の権利

- (1) 利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、介護支援専門員に複数の事業所の紹介を求めることができます。
- (2) 当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を介護支援専門員に求めることができます。

8 介護情報公表システムの運営情報について公表

当事業所の介護サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況別紙2のとおりとします。

9 介護サービスを受ける際の重要事項

- (1) 利用者に交付した「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。ご連絡がないと、利用者が一旦費用の金額を立て替えて頂く場合があります。
- (2) 被保険者資格を喪失した場合や、要介護状態区分の変更があった場合等、現在お持ちの被保険者証の記載内容に変更があった時には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。
- (3) 入院時には、担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供してください。

10 その他提供できるサービスの内容

当事業所では、「居宅サービス計画」の作成以外に、利用者の依頼に基づき、次のサービスを提供する事ができますのでお気軽にご相談下さい。

- (1) 利用者の依頼に基づき、市町村の窓口にて、要介護認定の申請（新規・変更・更新）を代行します。
- (2) 利用者の依頼に基づき、市町村の窓口にて「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出を代行します。
- (3) その他、介護保険制度に関する相談に応じます。

11 サービス利用料及び利用者負担

居宅介護支援については、介護保険制度から全額保険給付されますので、利用者の負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領が出来ない場合には、1ヶ月当り下記の利用料（介護報酬と同額）を負担いただくこととなります。（詳しくは別紙1をご覧ください。）

12 事故発生時の対応

- (1) 居宅介護支援の提供時に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行います。
- (2) 居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を行います。また市町村への報告を行います。

13 業務継続計画の策定等について

当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられ、継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図れるための計画を策定し、その計画に従い、職員に対して、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行います。

14 感染症の予防及びまん延の防止について

当事業所は、感染症の予防・まん延の防止のため、次に掲げる事項を実施します。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を選任します。

15 高齢者虐待防止の推進

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のための、必要な体制の整備を次のとおり実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のために指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を選任します。

16 身体的拘束等の適正化

当事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17 ハラスメント対策

当事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、業務上必要以外の範囲を超えた性的な言動又は優越的関係を背景とした言動により、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

18 反社会的勢力の排除について

当事業所は、反社会的勢力とは利用契約をいたしません。又、契約締結後に契約者又は利用者が反社会的勢力と判明した場合には、当事業所は何らの催告もなく契約を解除し、サービスの利用を中止させていただきます。

19 損害賠償について

サービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害賠償保険の範囲内でその損害を賠償します。ただし、事業者

に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。また、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

20 秘密の保持

- (1) サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。
- (2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供する事ができます。

21 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

在宅介護支援センター 相談窓口	電話番号	(088) 626-1080
	FAX 番号	(088) 626-1684
	相談員 (責任者)	佐藤 禎太
	対応時間	8:30~17:30

- (2) 公的機関においても、つぎの機関において苦情申出等ができます。

徳島市健康福祉部高齢 介護課相談窓口	所在地	徳島県徳島市幸町2丁目2番地
	電話番号	(088) 621-5585・5586
	FAX 番号	(088) 655-6560
	対応時間	8:30~17:00
徳島市以外の保険者	所在地	【別紙3】苦情受付行政機関一覧にてご確認ください
	電話番号	
	FAX 番号	
	対応時間	
徳島県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	徳島県徳島市川内町平石若松78-1
	電話番号	(088) 665-7205
	FAX 番号	(088) 666-0228
	対応時間	8:30~17:00
徳島県社会福祉協議会 徳島県運営適正化委員会	所在地	徳島県徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター3階
	電話番号	(088) 611-9988
	FAX 番号	(088) 611-9995
	対応時間	9:00~17:00

- (3) 第三者委員にも苦情申出等ができます。

第三者委員 社会福祉法人 白寿会	
氏名	電話番号
田村 二男	(088) 695-4153
廣海 美穂子	(088) 696-2054
増田 守	(088) 695-2680
中江 弘美	(088) 602-8712 (呼) 勤務先: 徳島文理大学

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行います。

社会福祉法人白寿会 白寿会在宅介護支援センター

説明者職氏名

介護支援専門員

印

私は、本書面に基づいて事業所からの重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

契約者住所

氏名

印（続柄 ）

利用者(契約者と利用者が同一でない場合)

利用者住所

氏名

印

※ この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき利用申込者、またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

注) 今後、法改正や社会情勢の変動等により、細微な点で変更する場合があります。

*別紙1

居宅介護支援費(I)	① 1,086 単位/月 ② 1,411 単位/月	①要介護1・2 ②要介護3・4・5 取り扱い件数が45件未満（下記の*の要件を満たした場合）
居宅介護支援費(II)	① 1,086 単位/月 ② 1,411 単位/月	①要介護1・2 ②要介護3・4・5 取り扱い件数が50件未満（下記の*の要件を満たし、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員の配置を行う）
初回加算	300 単位/月	①新規に居宅サービス計画を策定した場合 ②要介護状態区分が2段階以上変更となった場合 ③要支援者が要介護認定を受けた場合

<p>特定事業所加算 (I)</p>	<p>519 単位/月</p>	<p>①常勤専従の主任介護支援専門員を 2 名以上配置。 (利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない)</p> <p>②常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置。 (利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない)</p> <p>③利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催。</p> <p>④24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保する。</p> <p>⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護 3～要介護 5 である者が 40%以上である。</p> <p>⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。</p> <p>⑦包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供している。</p> <p>⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。</p> <p>⑨特定事業所集中減算の適応を受けていない。</p> <p>⑩介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 件以上でない。(居宅介護支援費 (II) を算定している場合は 50 件未満)</p> <p>⑪法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備を行う。</p> <p>⑫他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会・研究会を実施する。</p> <p>⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルを含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。</p>
<p>特定事業所加算 (II)</p>	<p>421 単位/月</p>	<p>特定事業所加算 (I) の③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと、主任介護支援専門員等を 1 名以上配置していること並びに常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。</p>
<p>特定事業所加算 (III)</p>	<p>323 単位/月</p>	<p>特定事業所加算 (I) の③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと、主任介護支援専門員等を 1 名以上配置していること並びに常勤専従の介護支援専門員を 2 名以上配置していること。</p>
<p>特定事業所加算 (A)</p>	<p>114 単位/月</p>	<p>特定事業所加算 (I) の③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと (④⑥⑩⑫は連携でも可)、主任介護支援専門員等を 1 名以上配置していること並びに常勤専従の介護支援専門員を 1 名以上、非常勤専従の介護支援専門員を 1 名以上(他事業所との兼務可) 配置していること。</p>
<p>特定事業所医療介</p>	<p>125 単位/月</p>	<p>特定事業所加算 (I～III) を算定し、前々年度の 3 月から</p>

護連携加算				前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計が35回以上、またターミナルケアマネジメント加算を15回以上(令和7年3月31日までは経過措置あり)算定していること。
入院時情報連携加算	(Ⅰ)250単位/月 (Ⅱ)200単位/月			利用者が入院した際必要な情報提供をし、病院等と連携し、情報の共有を行う。 (Ⅰ)入院当日(営業時間終了後又は営業日以外の日)に入院した場合、入院日の翌日を含む) (Ⅱ)入院した翌日又は翌々日(営業時間終了後に入院した場合、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む)
退院・退所加算		カンファレンス 参加無	カンファレンス 参加有	退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定可能。(入院又は入所期間中につき1回を限度。また初回加算との同時算定不可。)
	連携1回	450単位	600単位	
	連携2回	600単位	750単位	
	連携3回	×	900単位	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回			病院等の求めにより、当該病院等の職員と共に居宅訪問、必要に応じて居宅サービス等の調整を行う。 ひと月に2回を限度として算定可能。
通院時情報連携加算	50単位/月			利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合。
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月			終末期の医療やケアの方針に関し、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師の助言を得つつ、ターミナル期において、通常よりも頻回な訪問により、利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。

※ 一定の要件

- ・居宅サービス計画を利用者に説明し、交付すること。
- ・特段の事情がない限り、少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、かつ、少なくとも1ヶ月に1回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録すること。(一定の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする)
- ・介護認定の更新があった場合、介護認定の変更があった場合、サービス計画に変更が必要と認められる場合において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めること。
- ・居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めること。
- ・介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。
- ・運営基準減算又は特定事業所集中減算の適応を受けていないこと。
- ・利用者が医療系サービスの利用を求めている場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等(退院後、早期に通所及び訪問リハビリテーションを開始する際は、入院中の医療機関の医師を含む)の意見を求めることとされているが、この意見を求めて主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付すること。

- ・サービス提供事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うこと。
- ・利用者や家族に居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介の求めが可能であることを説明すること。
- ・ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所にて前6ヵ月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスが位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、また上記の各サービスごとの回数の中に、同一事業者によって提供されたものが占める割合について(上位3位まで)利用者に説明を行い、理解を得るよう努める。
- ・看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とすること。
- ・サービス担当者会議について、テレビ電話等のICT活用が可能となり、利用者または家族が参加する場合は、テレビ電話等のICT活用についての同意を得ること。
- ・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と、隣接する建物に居住する利用者へのケアマネジメントは、所定単位数の95%を算定すること。
- ・利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性を測るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入すること。

別紙2

①前6ヵ月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与が位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合。

訪問介護	74.8%
通所介護	49.1%
地域密着型通所介護	5.7%
福祉用具貸与	61.7%

②前6ヵ月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの回数の中に、同一事業者によって提供されたものが占める割合。(上位3位まで)

訪問介護	白寿会	60.7%	カヲ介護	23.1%	ニチおきのす	3.3%
通所介護	白寿会	73.1%	クア城ノ内	4.3%	一心太助	3.9%
地域密着型通所介護	アシトケ	26.2%	空と海	21.5%	ゆるり・ForYou	18.5%
福祉用具貸与	トカイ	30.3%	旭木工	29.0%	大一器械	26.6%

【別紙3】

苦情受付行政機関一覧（徳島市以外）

徳島市以外の被保険者	各住所地における保険者の市町村の介護保険係
鳴門市 高齢支援担当	〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 電話番号 (088) 684-1175
阿南市役所 保健福祉部 介護・ながいき課	〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話番号 (0884) 22-1793
阿波市役所 健康福祉部 介護保険課	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話番号 (0883) 36-6814
吉野川市役所 健康福祉部 社会福祉課	〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1 電話番号 (0883) 22-2261
みよし広域連合介護保険センター	〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ2429-1 電話番号 (0883) 76-0030
美波町役場 保健福祉課	〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内本村18-1 電話番号 (0884) 77-3613

*別紙 1

居宅介護支援費(I)	③ 1,086 単位/月 ④ 1,411 単位/月	①要介護 1・2 ②要介護 3・4・5 取り扱い件数が 45 件未満 (下記の*の要件を満たした場合)
居宅介護支援費(II)	③ 1,086 単位/月 ④ 1,411 単位/月	①要介護 1・2 ②要介護 3・4・5 取り扱い件数が 50 件未満 (下記の*の要件を満たし、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員の配置を行う)
初回加算	300 単位/月	①新規に居宅サービス計画を策定した場合 ②要介護状態区分が 2 段階以上変更となった場合 ③要支援者が要介護認定を受けた場合
特定事業所加算 (I)	519 単位/月	①常勤専従の主任介護支援専門員を 2 名以上配置。 (利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない) ②常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置。 (利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない) ③利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催。 ④24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保する。 ⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護 3～要介護 5 である者が 40%以上である。 ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。 ⑦包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供している。 ⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 ⑨特定事業所集中減算の適応を受けていない。 ⑩介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 件以上でない。(居宅介護支援費 (II) を算定している場合は 50 件未満) ⑪法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備を行う。 ⑫他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会・研究会を実施する。 ⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルを含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。
特定事業所加算 (II)	421 単位/月	特定事業所加算 (I) の③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと、主任介護支援専門員等を 1 名以上配置していること並びに常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。

特定事業所加算 (Ⅲ)	323 単位/月			特定事業所加算 (Ⅰ) の③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと、主任介護支援専門員等を1名以上配置していること並びに常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。
特定事業所加算 (A)	114 単位/月			特定事業所加算 (Ⅰ) の③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと (④⑥⑩⑫は連携でも可)、主任介護支援専門員等を1名以上配置していること並びに常勤専従の介護支援専門員を1名以上、非常勤専従の介護支援専門員を1名以上(他事業所との兼務可) 配置していること。
特定事業所医療介護連携加算	125 単位/月			特定事業所加算 (Ⅰ～Ⅲ) を算定し、前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計が35回以上、またターミナルケアマネジメント加算を15回以上(令和7年3月31日までは経過措置あり) 算定していること。
入院時情報連携加算	(Ⅰ)250 単位/月 (Ⅱ)200 単位/月			利用者が入院した際必要な情報提供をし、病院等と連携し、情報の共有を行う。 (Ⅰ) 入院当日 (営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合、入院日の翌日を含む) (Ⅱ) 入院した翌日又は翌々日 (営業時間終了後に入院した場合、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む)
退院・退所加算		カンファレンス 参加無	カンファレンス 参加有	退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定可能。(入院又は入所期間中につき1回を限度。また初回加算との同時算定不可。)
	連携1回	450 単位	600 単位	
	連携2回	600 単位	750 単位	
	連携3回	×	900 単位	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/回			病院等の求めにより、当該病院等の職員と共に居宅訪問、必要に応じて居宅サービス等の調整を行う。 ひと月に2回を限度として算定可能。
通院時情報連携加算	50 単位/月			利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合。
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月			終末期の医療やケアの方針に関し、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師の助言を得つつ、ターミナル期において、通常よりも頻回な訪問により、利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。

※ 一定の要件

- ・ 居宅サービス計画を利用者に説明し、交付すること。
- ・ 特段の事情がない限り、少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、かつ、少なくとも1ヶ月に1回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録すること。（一定の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする）
- ・ 介護認定の更新があった場合、介護認定の変更があった場合、サービス計画に変更が必要と認められる場合において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めること。
- ・ 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めること。
- ・ 介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。
- ・ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適応を受けていないこと。
- ・ 利用者が医療系サービスの利用を求めている場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等（退院後、早期に通所及び訪問リハビリテーションを開始する際は、入院中の医療機関の医師を含む）の意見を求めることとされているが、この意見を求めて主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付すること。
- ・ サービス提供事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うこと。
- ・ 利用者や家族に居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介の求めが可能であることを説明すること。
- ・ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所にて前6ヵ月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスが位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、また上記の各サービスごとの回数の中に、同一事業者によって提供されたものが占める割合について（上位3位まで）利用者に説明を行い、理解を得るよう努める。
- ・ 看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とすること。
- ・ サービス担当者会議について、テレビ電話等のICT活用が可能となり、利用者または家族が参加する場合は、テレビ電話等のICT活用についての同意を得ること。
- ・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と、隣接する建物に居住する利用者へのケアマネジメントは、所定単位数の95%を算定すること。
- ・ 利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性を測るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入すること。

別紙2

①前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与が位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合。

訪問介護	74.8%
通所介護	49.1%
地域密着型通所介護	5.7%
福祉用具貸与	61.7%

②前6か月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの回数のうちに、同一事業所によって提供されたものが占める割合。(上位3位まで)

訪問介護	白寿会	60.7%	カヲ介護	23.1%	チイおきのす	3.3%
通所介護	白寿会	73.1%	クア城ノ内	4.3%	一心太助	3.9%
地域密着型通所介護	アシスタ	26.2%	空と海	21.5%	ゆるり・ForYou	18.5%
福祉用具貸与	トカイ	30.3%	旭木工	29.0%	大一器械	26.6%